

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 生活確保対策計画

#### 第1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 第2 租税の徴収猶予及び減免等

##### 1 期限の延長

納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、市長は当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2）

##### 2 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

##### 3 減免

市長は、災害を受けた場合、その被害の実情に応じて住民税等市税の減免措置を速やかに講じるものとする。

#### 第3 融資対策

市長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸付けるため、次の資金等の導入に努める。

##### 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害援護資金の貸与

###### （1）貸付対象者

京都府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る。）により、次の被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が1箇月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

(2) 貸付限度額

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 世帯主の負傷            | 1,500,000円 |
| 世帯主の負傷と家財1/3以上の損害 | 2,500,000円 |
| 世帯主の負傷と住居の半壊      | 2,700,000円 |
| 世帯主の負傷と住居の全壊      | 3,500,000円 |
| 家財の1/3以上の損害       | 1,500,000円 |
| 住居の半壊             | 1,700,000円 |
| 住居の全壊             | 2,500,000円 |
| 住居の全体の滅失          | 3,500,000円 |

(3) 貸付条件

| 所得制限  | (世帯人員)                     | (前年の市民税における総所得金額)        |
|-------|----------------------------|--------------------------|
|       | 1 人                        | 220万円未満                  |
|       | 2 人                        | 430万円未満                  |
|       | 3 人                        | 620万円未満                  |
|       | 4 人                        | 730万円未満                  |
|       | 5人以上                       | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満 |
|       | 住居が滅失した場合については1,270万円未満    |                          |
| 利息    | 年3%以内で市が条例で定める率(据置期間中は無利子) |                          |
| 据置期間  | 3年(特別の事情のある場合は5年)          |                          |
| 償還期限  | 10年(3年の据置期間を含む。)           |                          |
| 償還方法  | 年賦、半年賦又は月賦                 |                          |
| 連帯保証人 | 市の定めるところによる                |                          |

(4) 実施主体

市

(5) 費用の負担区分

京都府は市が被災者に貸与した額の10/10額を市に無利子で貸与し、国はその2/3額を京都府に無利子で貸与

2 生活福祉資金の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

(1) 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

(2) 貸付金額

- 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）
  - 1,500,000円以内
  - 4,000,000円以内（住宅改修のとき）

(3) 貸付条件

- ア 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）
- イ 据置期間 3箇月以内（状況に応じて2年以内）
- ウ 利子
  - （ア）据置期間 無利子
  - （イ）据置期間経過後 連帯保証人を立てる場合無利子  
立てない場合年1.5%

3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払は、本人の申請により猶予される。

第4 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害(自然災害に限る。)により死亡した者の遺族

- ア 1市町村において住居が5世帯以上の被害が生じた災害
- イ 京都府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 京都府内において災害救助法第2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法第2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

- ア 主たる生計維持者の死亡
  - 1人あたり 5,000,000円
- イ その他の者の死亡
  - 1人あたり 2,500,000円

3 実施主体 市

#### 4 費用の負担区分

国 2 / 4、京都府 1 / 4、市 1 / 4

#### 5 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

##### (1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により「災害弔慰金の支給等に関する法律別表」に掲げる程度の障がいがある者

ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 京都府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 京都府内において災害救助法第2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法第2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

##### (2) 支給額

ア 生計維持者が自然災害により重度の障がいを受けた場合 2,500,000円

イ その他の者が自然災害により重度の障がいを受けた場合 1,250,000円

##### (3) 実施主体 市町村

##### (4) 費用の負担区分

国 2 / 4 京都府 1 / 4 市町村 1 / 4

### 第5 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

#### 1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は、被災者住宅の再建等に係る補助金の交付事業を行った場合、京都府より当該事業等に要する経費の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金の交付を受けることができる。詳細は、要綱により定める。

#### 2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、関係金融機関と協力して融資を行う。

### 第6 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

#### 1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

(1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する

被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害」

- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) 京都府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、下記に係る自然災害
  - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

## 2 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

## 3 支援金額

次の(1) + (2)の合計を支給

### (1) 基礎支援金

- ア 全壊世帯100万円（単数世帯75万円）
- イ 大規模半壊世帯50万円（単数世帯37.5万円）

### (2) 加算支援金

#### ア 全壊世帯、大規模半壊世帯

- (ア) 住宅を建設又は購入する世帯200万円（単数世帯150万円）
- (イ) 住宅を補修する世帯100万円（単数世帯75万円）
- (ウ) 住宅を賃借する世帯50万円（単数世帯37.5万円）

#### イ 中規模半壊世帯

- (ア) 住宅を建設又は購入する世帯100万円（単数世帯75万円）
- (イ) 住宅を補修する世帯50万円（単数世帯37.5万円）
- (ウ) 住宅を賃借する世帯25万円（単数世帯18.75万円）

## 4 実施主体

京都府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定され

た(公財)都道府県会館に委託)

5 申請書類の提出窓口

市区町村

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1 / 2 ・ 国 1 / 2

## 第7 職業のあっ旋

市は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を図る。

## 第8 リ災証明書の交付

1 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被災の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

2 市は、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 第9 被災者台帳の作成

1 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被

災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

- 2 府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市は府へ要請して、被災者に関する情報を提供する。

## 第2節 公共施設復旧計画

### 第1 計画の方針

災害により被害が発生した公共施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

### 第2 公共土木施設災害復旧計画

災害発生後、早期の道路、河川、都市施設等の復旧は、安定した市民生活を回復し、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとし、別記1のような流れで実施される災害復旧事務に対して、次のような措置を講じるものとする。

- 1 被災した公共土木施設について、早期に災害発生時の気象、水利、被害状況並びに地形、地盤の変動等、被災後の状況の変化、被災原因を調査・分析し、再度災害の防止を図るように必要な改良復旧作業に着手する。

また、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業と併せて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業の積極的導入を計画する。

- 2 必要に応じて京都府や国の指導を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の対象事業の積極的な導入を図り、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針を樹立し、京都府や国の復旧事業については早期の実施を要請する。
- 3 民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には緊急査定等を要請・実施する。
- 4 迅速な復旧事業の実施に向けて、査定の迅速な処理、手戻り防止を図るため、事前打ち合わせ制度を積極的に活用する。
- 5 被災施設の重要度、被災状況、事業の規模・難易度、事業の施行能力等を勘案して緊急度の高いものから直ちに実施する。
- 6 公共土木施設の被災等により生じたがれきの処理は、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止並びに市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じるものとする。

### 第3 農林水産業施設災害復旧計画

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林水産業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討するとともに、公共土木施設災害復旧計画とも整合性を図り、次のような法律に基づく災害復旧事業に

対する補助制度も有効に活用して、防災に必要な施設の整備等を行う。

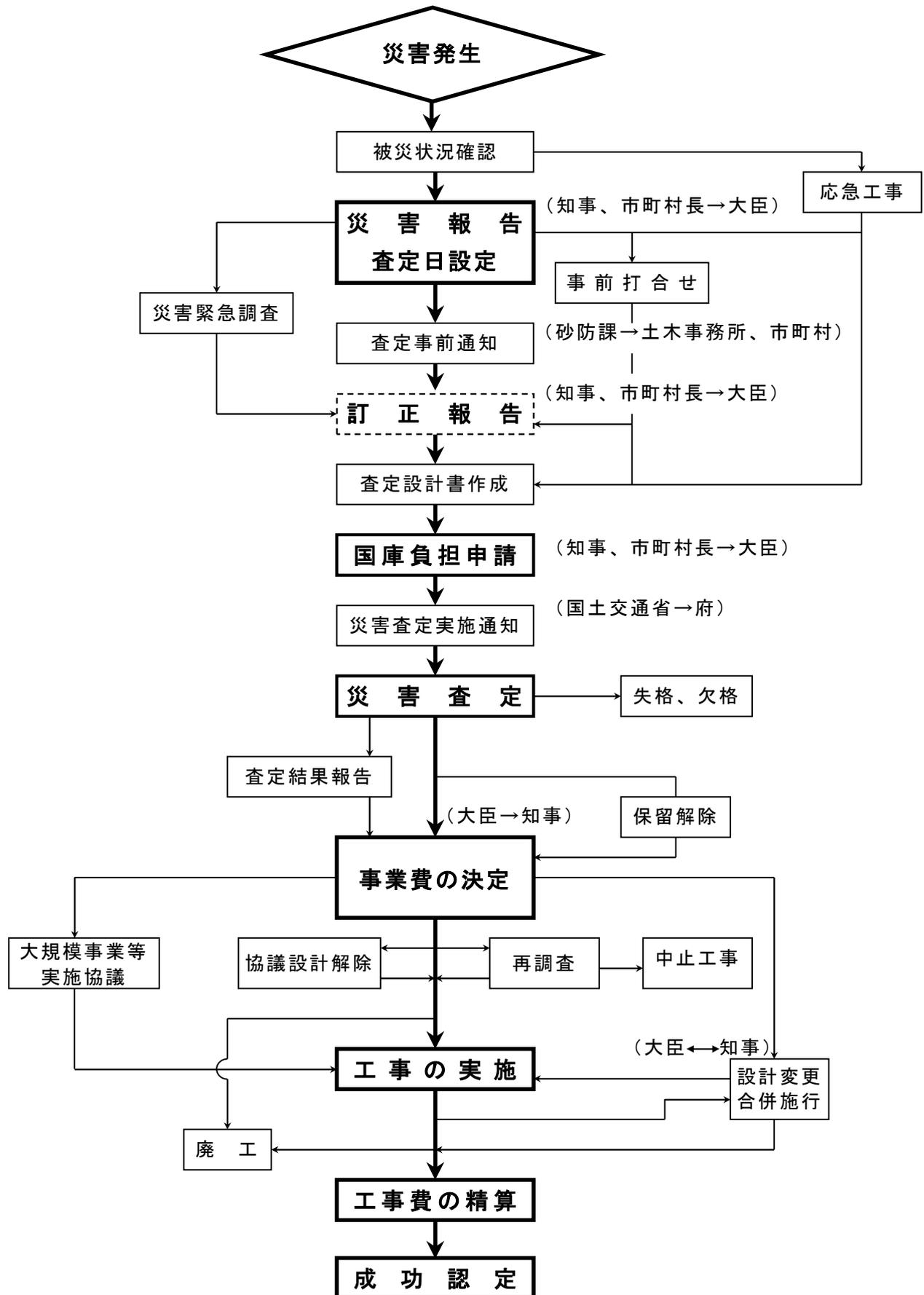
- 1 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- 2 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

#### 第4 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 道路災害復旧事業
  - (3) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業
- 11 単独災害復旧事業（国庫負担(補助)の対象とならない事業)

別記 1

災害復旧の流れ



## 第3節 文教・文化財等の復旧計画

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

被災地の文化財についても、早期に調査を実施し、必要となる復旧対策に努める。

### 第2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、必要に応じて京都府からの技術職員の派遣等技術的支援を受け、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

### 第3 教育活動の再開

- 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるように努める。また、学校等が指定避難所となった場合においては、市民班と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるように努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と学校等が密接な連携を図り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
  - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること
  - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること
  - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること
  - (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること
- 4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後のストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

#### 第4 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

## 第4節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる「災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づいて援助される事業等は、次に掲げるとおりである。

これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

### 第1 法律により国が一部負担又は補助する事業

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- 2 公学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- 3 公営住宅法による事業
- 4 土地区画整理法による事業
- 5 感染症予防法による事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- 7 予防接種法による事業
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅施設災害復旧事業
  - (5) 生活保護施設災害復旧事業
  - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
  - (7) 老人福祉施設災害復旧事業
  - (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
  - (10) 婦人保護施設災害復旧事業

- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (12) 感染症予防事業
  - (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
  - (14) 湛水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4 その他の財政援助及び助成
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (4) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - (5) 水防資器材費の補助の特例
  - (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3 京都府による財政措置

京都府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵政公社近畿支社及び各種金融機関に対して速やかな金融措置を要請し、市町村に対してそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債

- (1) 歳入欠かん等債
- (2) 公共土木等小災害債
- (3) 農地等小災害債

## 第5節 住宅復興計画

### 第1 計画の方針

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

### 第2 一般民間住宅の復興

災害時において一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する次のような融資、貸付制度があり、京都府との連携によりこの認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅相談窓口を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

#### 1 災害復興住宅資金貸付

災害発生の場合、主務大臣の指定により災害住宅の復興のための住宅の建設及び補修

#### 2 マイホーム新築資金貸付（特別貸付）

市域における住宅の滅失戸数が10戸以上の場合で、市長からの特別融資申請により融資希望者に対し住宅金融公庫が認めたものの住宅の新築

#### 3 リフォームローン

市長の特別融資申請により住宅金融公庫が認めたものの補修

#### 4 地すべり等関連住宅資金貸付

なだれ又は地すべり等により人体生命に危険を及ぼすおそれのある地域（災害危険地域）内に居住している者が、当該地域外に自ら居住するための住宅を建設しようとする者に対する貸付けで、公庫の一般個人住宅貸付けの枠内より特別貸付として行われる。

5 平常においても、申込みの期間を定めて一般個人住宅新築、住宅改良（増築、修繕、模様替）、分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、特別個人住宅、中高層耐火建物の貸付けの制度がある。

### 第3 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっており、この制度を活用する。

#### 1 対象

公営住宅法第8条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は市の区域内で200戸以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上であるとき。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1) 対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

公営住宅法の場合と同じ

## 第6節 農林水産業、中小企業の復興計画

### 第1 計画の方針

被災した農林水産業並びに被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

### 第2 計画の内容

#### 1 農林水産業に対する措置

農林水産業施設災害復旧事業の迅速かつ円滑、効果的な推進を図るとともに、次のような融資制度の活用を促進する。

- (1) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づく融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給制度（負担割合：京都府1／2、市1／2）
- (4) 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助（京都府補助）

#### 2 中小企業に対する措置

災害を受けた中小零細企業に対し、京都府が次のような措置について、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていくとしている施策の積極的な活用を促進する。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- (2) 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- (3) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、（公財）京都産業21）、京都府織物・機械金属振興センター、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

## 第7節 風評被害対策

市は、府、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

## 第8節 激甚災害の指定に関する計画

### 第1 計画の方針

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、京都府に対して積極的に協力して災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 第2 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるように、京都府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第9節 水道復旧計画

### 第1 計画の方針

「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

### 第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

## 第10節 災害復興対策計画

### 第1 計画の方針

「大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、市及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

- 1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。また、関西広域連合との調整を図るものとする。
- 3 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、府、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

### 第2 復興方針の策定等

#### 1 復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、市は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、府に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする府の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

#### 2 復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (2) 大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(4) その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

3 復興計画の作成等

市は「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。市は希望に応じて、府と共同して定めるものとする。また、府に要請し、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

4 復興に向けた体制整備等

市は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。